

ユニフォーム要項

第1条 [趣旨]

本要項は、Bリーグ規約第43条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条 [ユニフォーム]

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンドリーシャツ、アンダーゲーメント、ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類およびマウスピース等選手が身につけるものをいう。

第3条 [ユニフォームの事前承認]

Bクラブは、使用するユニフォームに関し、Bリーグの承認を得なければならぬ。

第4条 [使用義務]

Bクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に準じたユニフォームを使用させなければならない。

第5条 [ユニフォーム色]

- (1) Bクラブは濃色および淡色のユニフォームをそれぞれ用意することとする。
- (2) 原則としてホームクラブが濃色のユニフォームを着用することとし、アウェークラブはユニフォーム使用計画に定めるユニフォームを着用することとする。

第6条 [クラブロゴ]

Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツには次の各号のとおりクラブロゴをつけなければならない。

- ① シャツは前面胸上部とし、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツについては前面左胸部につけるものとする。
- ② 面積はロゴ1つに対して50cm²以上とする。
- ③ 2つ以上のクラブロゴをつける場合は第10条に規定された広告の表示枠を用いることとし、位置やサイズは第10条第2項に準ずることとする。

第7条 [選手番号]

選手番号は事前にBリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする。

第8条 [指定ロゴ等]

- (1) Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツの右胸部には、Bリーグが大会に応じて指定する「Bリーグロゴ」を1点付けなければならない。
- (2) 前項の定めに関わらず、Bリーグ年間優勝クラブは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するロゴに代えて、Bリーグ指定の「Bリーグチャンピオンロゴ」をつけなければならない。

第9条 [メーカー名の表示]

Bクラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

- ① シャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ② パンツ：1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ③ ウォームアップスーツ上着：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ④ ウォームアップスーツパンツに1か所表示し、サイズは20cm²とする
- ⑤ セカンドリーシャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする

第10条 [広告の表示]

- (1) Bクラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙）によりBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
 - ① シャツ前面左胸部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは50cm²以下とする
 - ② シャツ前面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは300cm²以下とする
 - ③ シャツ背面上部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm²以下とする
 - ④ シャツ背面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm²以下とする
 - ⑤ パンツ前面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm²以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑥ パンツ背面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm²以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑦ ウォームアップスーツ上着腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400cm²以下、または4か所各1社表示とし、サイズを各100cm²以下とすることができる。
 - ⑧ ウォームアップスーツ上着袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm²以下とする。

- ⑨ ウオームアップスーツ上着背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800cm²以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400cm²以下とすることができる。
 - ⑩ ウオームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
 - ⑪ ウオームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
 - ⑫ セカンドリーシャツ腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400cm²以下とすることができる。
 - ⑬ セカンドリーシャツ袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm²以下とする。
 - ⑭ セカンドリーシャツ背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800cm²以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400cm²以下とすることができる。
- (3) ユニフォームに協会またはBリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。
- (4) 本条第2項第7号から第14号の各規定は、B2クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする

第11条【選手名の表示】

- (1) シャツには、選手名を苗字で表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。
 - ① 場所：シャツ背中の選手番号上部または下部とする
 - ② 文字の種類：アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第12条【その他表示できるもの】

- (1) シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる。
- (2) クラブロゴまたはクラブ名を、選手番号の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。

第13条 [記念ユニフォーム等]

Bクラブは、「『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請」によりBリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームは、本要項に従ったものに限る。

第14条 [アンダーガーメント]

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント（パワー・サポーター、パワー・スリーブおよびパワー・タイツ等）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ② 下半身用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ④ 前各号のアンダーガーメントにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、ウェア1着に対して1社に限り、サイズは20cm²以下とする。

第15条 [ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類]

- (1) バンド類を着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) バンド類にスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、バンド類1個に対して1社に限り、サイズは20cm²以下とする。

第16条 [マウスピース]

- (1) マウスピースを着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) マウスピースにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、1個に対して1社に限り、サイズは5cm²以下とする。

第17条 [協会の規程の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規程

を準用する。

第18条〔改正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制定〕

平成28年6月1日

〔改正〕

平成28年7月13日

平成29年7月12日

平成29年10月4日